

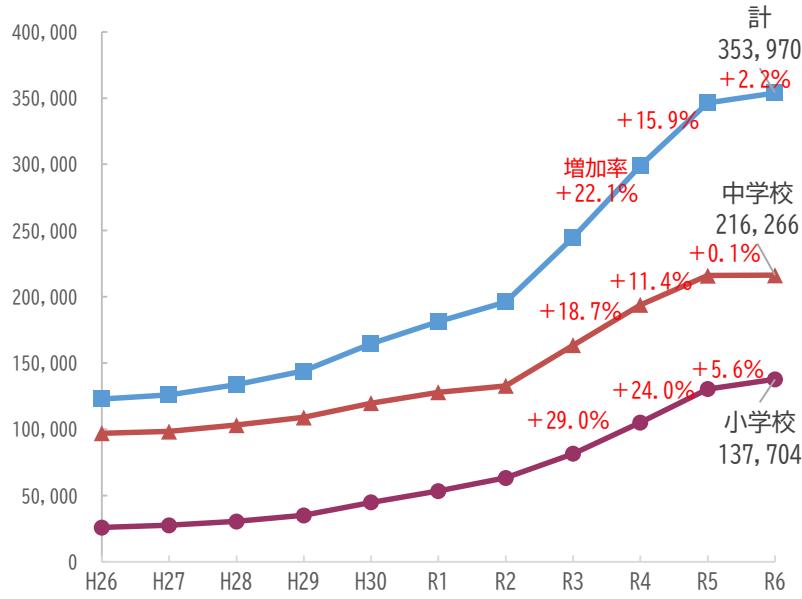
# 誰一人取り残されない学びの保障に向けて

文部科学省初等中等教育局児童生徒課生徒指導室  
室長補佐 上久保秀樹

# 小中学校における不登校の状況について（令和6年度）

- ・小・中学校における不登校児童生徒数は約35万4千人（過去最多）
- ・不登校児童生徒の対前年度増加率は低下（R4→R5:15.9%、R5→R6:2.2%）
- ・新規不登校児童生徒数は、小学校70,419人（R5 74,447人）、中学校83,409人（R5 90,853人）、小・中学校全体で153,828人（R5 165,300人）であり、いずれも減少。（小・中学校合計の新規不登校児童生徒数の減少は9年ぶり）
- ・学校内外の機関等で専門的な相談・指導等を受けた者は増加（R4 184,831→R5 212,114→R6 218,246）

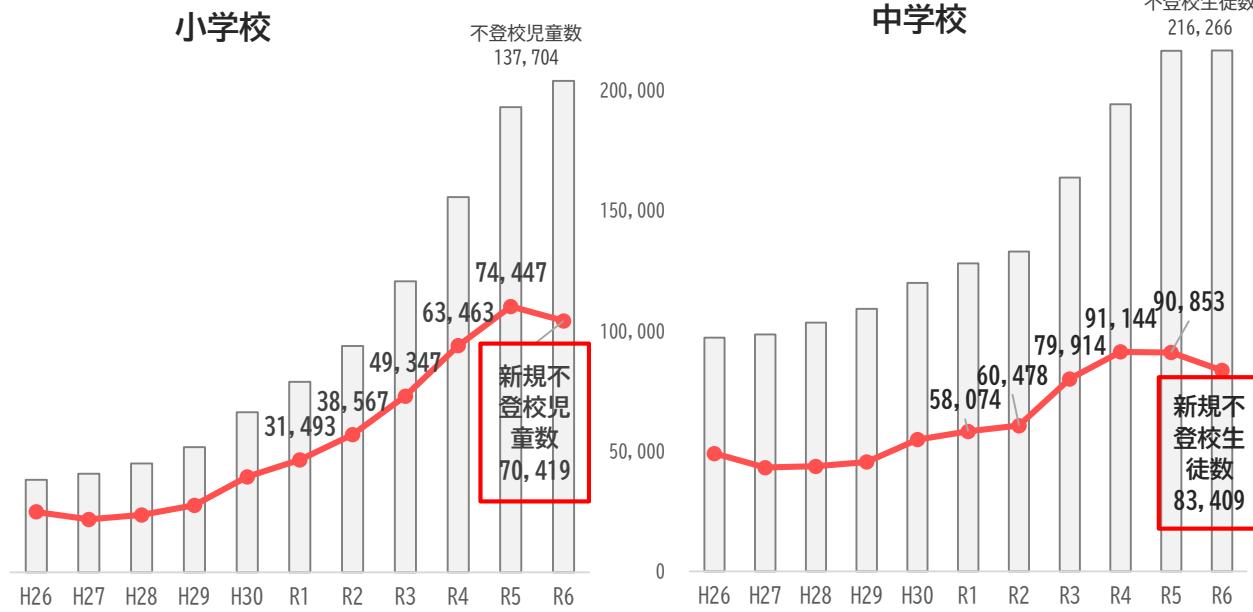
小・中学校における不登校児童生徒数の推移



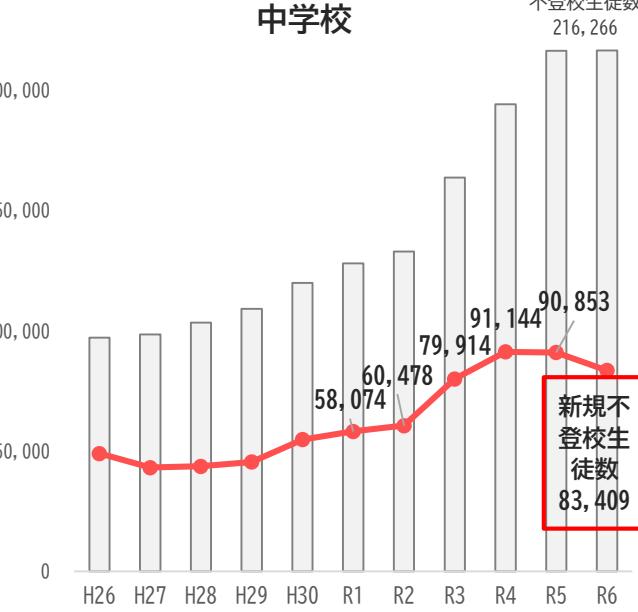
新規不登校児童生徒数の推移

（新規不登校児童生徒：前回調査では不登校に計上されていなかった者）

小学校



中学校



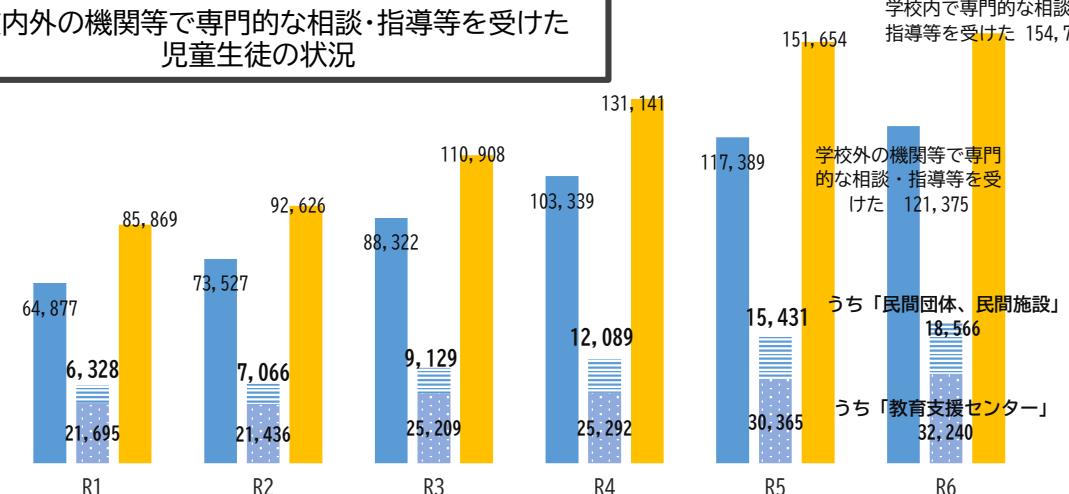
小・中学校における不登校児童生徒について把握した事実

項目	人数	割合
1 学校生活に対してやる気が出ない等の相談があった	106,436	30.1%
2 生活リズムの不調に関する相談があった	88,563	25.0%
3 不安・抑うつの相談があった	85,854	24.3%
4 学業の不振や頻繁な宿題の未提出が見られた	55,152	15.6%
5 いじめ被害を除く友人関係をめぐる問題の情報や相談があった	46,624	13.2%

※不登校児童生徒全員につき、当てはまるものをすべて回答

※割合は不登校児童生徒数に対する割合

学校内外の機関等で専門的な相談・指導等を受けた児童生徒の状況



※学校外の機関等は、教育支援センター、児童相談所、保健所、病院、民間団体、民間施設等を指し、  
学校内の専門的な相談・指導等は、養護教諭、スクールカウンセラー、相談員等による相談・指導等を指す。

（出典）文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」（令和6年度）

不登校により学びにアクセスできない子供たちをゼロにすることを目指し、以下の3つの柱を推進することにより、誰一人取り残さない学びの保障を社会全体で実現するためのプランを、文部科学大臣の下、とりまとめ。（令和5年3月）

## 1 不登校の児童生徒全ての学びの場を確保し、学びたいと思った時に学べる環境を整える

仮に不登校になったとしても、小・中・高等を通じて、学びたいと思った時に多様な学びにつながることができるよう、個々のニーズに応じた受け皿を整備。

- 01 学びの多様化学校の設置促進
- 02 校内教育支援センター（スペシャルサポートルーム等）の設置促進
- 03 教育支援センターの機能強化
- 04 高等学校等における柔軟で質の高い学びの保障
- 05 多様な学びの場、居場所の確保



## 2 心の小さなSOSを見逃さず、「チーム学校」で支援する

不登校になる前に、「チーム学校」による支援を実施するため1人1台端末を活用し、小さなSOSに早期に気付くことができるようになるとともに、不登校の保護者も支援。

- 01 1人1台端末を活用し、心や体調の変化の早期発見を推進
- 02 「チーム学校」による早期支援
- 03 一人で悩みを抱え込まないよう保護者を支援



## 3 学校の風土の「見える化」を通して、学校を「みんなが安心して学べる」場所にする

学校の風土と欠席日数には関連を示すデータあり。学校の風土を「見える化」して、関係者が共通認識を持って取り組めるようにし学校を安心して学べる場所に。

- 01 学校の風土を「見える化」
- 02 学校で過ごす時間の中で最も長い「授業」を改善
- 03 いじめ等の問題行動に対する毅然とした対応の徹底
- 04 児童生徒が主体的に参画した校則等の見直しの推進
- 05 快適で温かみのある学校環境整備
- 06 学校を、障害や国籍言語等の違いに関わらず、共生社会を学ぶ場に



# 児童生徒一人一人に応じた多様な学びの考え方

児童生徒が不登校になった場合でも、小・中・高等学校等を通じて、学びたいと思った際に多様な学びにつながることができるよう不登校児童生徒の個々のニーズに応じた受け皿を整備する。

## ○学校に行くことができるが、自分のクラスに入りづらい児童生徒



### 校内教育支援センター

学校内の空き教室等を活用し、児童生徒のペースに合わせて相談に乗ってくれたり、学習のサポート受ける。学校には行けるが自分のクラスに入りづらい時や、気持ちを落ち着かせてリラックスしたい時に利用するなど、緩やかに学校復帰や在籍学級に復帰する場として活用できる。

## ○家から出ることができるが、在籍する学校に行くことができない児童生徒



### 学びの多様化学校（いわゆる不登校特例校）

※令和5年8月31日に不登校特例校から名称を変更。

特別の教育課程を編成して教育を実施することができる学校。通常の学校より授業時数が少なかったり、体験活動や探究的な学習が充実しており、弾力的な教育課程の下、興味や関心に応じた柔軟な学びを行う。

## ○家から出ることができるが、学校に行くことができない児童生徒



### 教育支援センター

地域の教育委員会が開設しており、在籍校から配信される授業をオンラインで受けたり、支援員とともに個別の学習に取り組む。

### 民間団体等

在籍校や教育委員会と連携しながら、学習や体験活動等に取り組む。

## ○家から出ることができない児童生徒



### オンラインの活用

在籍校や教育支援センターの授業配信、オンラインカウンセリング等を自宅でうける。

### アウトリーチ支援

学校とつながっていない不登校児童生徒及びその保護者に対して、NPO等との民間団体とも連携しつつ、教育支援センターから訪問支援をうける。

# 学校における教育相談の流れ（イメージ）

1

## 教職員による日頃の観察

教育相談コーディネーターを中心とした教育相談体制の構築

- ① SC・SSW等との連絡調整
- ② 教育相談に関する計画・立案
- ③ 児童生徒、保護者、教職員のニーズ把握など

校長のリーダーシップによる

- ① 校内体制への位置づけなどによる役割の明確化
- ② 教職員全体への理解促進など



児童生徒・家庭の様子  
(情報収集)  
スクリーニングの実施など

【関連条文】学校保健安全法  
(保健指導)

第九条 養護教諭その他の職員は、相互に連携して、健康相談又は児童生徒等の健康状態の日常的な観察により、児童生徒等の心身の状況を把握し、健康上の問題があると認めるときは、遅滞なく、当該児童生徒等に対して必要な指導を行うとともに、必要に応じ、その保護者（学校教育法第十六条に規定する保護者をいう。第二十四条及び第三十条において同じ。）に対して必要な助言を行うものとする。

SC・SSWと学校の関係

チーム学校としての情報共有や児童生徒の変化の把握

2

## 支援・対応策の協議



各アセスメントの  
ケース会議の開催など



SC による

- ① 児童生徒等からの相談対応
- ② 学級や学校集団に対する援助
- ③ 教職員等に対するコンサルテーションなど

心理

SSW による 福祉

- ① 各アセスメント等への働き掛け  
⇒自治体、学校、地域、関係機関
- ② 児童生徒等からの相談対応など

3

## 児童生徒への 多方面からの支援

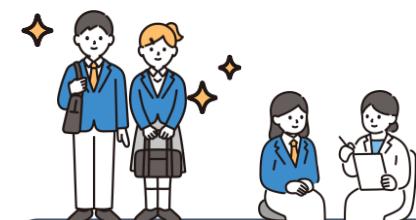
刑事  
司法



福祉

教育

保健  
医療



課題の改善・解決

それぞれの専門的視点に基づき参画

# 1人1台端末等を活用した「心の健康観察」の導入推進

- 不登校やいじめ、児童生徒の自殺が増加する中、児童生徒のメンタルヘルスの悪化や小さなSOS、学級変容などを教職員が察知し、問題が表面化する前から積極的に支援につなげ、未然防止を図ることが必要
- 「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLOプラン）」（令和5年3月）、「子どもの自殺対策緊急強化プラン」（令和5年6月）等を踏まえ、1人1台端末等を活用して、児童生徒の心や体調の変化を把握し、早期発見、早期支援につなげる「心の健康観察」の全国の学校での実施を目指し、引き続き、通知や各種会議等を通じて、各学校における導入を推進
- 学校のICT環境整備3か年計画（2025～2027年度）における、1人1台端末を活用した児童生徒の学校生活を支援するツール（例：児童生徒の心や体調の変化を早期に発見し、支援するツール）の整備に必要な経費を踏まえて**地方財政措置**

## 「心の健康観察」の導入を進めている教育委員会等の声

### A教育委員会

- 令和4年4月から域内の全小学校高学年及び中学校で有償アプリを導入
- 市全体での相談件数**は、アプリ導入前は教育委員会宛のメール相談のみ実施しており、年間で50件ほど。アプリ導入後は約680件に増加し、いじめの認知件数も導入前約20件⇒導入後約110件と増加した。
- 相談内容**はいじめに限らず、自傷行為や自殺念慮に関わるものもある。児童生徒が抱える悩みなどを早期発見が可能になり、早い段階から寄り添った対応が行えるようになっている。

### その他教育委員会等 から寄せられた声

- これまでには、個々の担任教諭の主觀で児童生徒の変化を把握していたが、アプリを活用し、数値で捉えることができるようになったので、**ケース会議**や**児童生徒理解の材料として活用**できている。
- 導入校では、**不登校の新規発生が前年度の同時期と比較して半数以上減少**している。

## 「心の健康観察」の導入イメージ（千葉県教育委員会の例）

- 児童生徒へのwebストレスチェックを通じて、心身の状況を把握、担任教諭等にフィードバック
- ストレスチェックの結果は児童生徒や保護者にもフィードバックし、ストレスへの気付きを促す
- 高ストレスの児童生徒を早期発見し、SC・SSW等とも連携しつつ、カウンセリング等を通じて支援
- 必要に応じて、医療機関や児童相談所等の関係機関の支援につなげる

<p>1</p> <p>あなたは、この2か月間のうち、下に書いてあるようなことが、どのくらいありましたか。下の各文書を選んで番号に1つまで書いてください。</p> <p>全然あてはまらない よくあてはまる</p> <table border="1" style="width: 100px; margin: auto;"> <tr><td>1</td><td>悲しい気分だ。</td><td>0</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td></tr> <tr><td>2</td><td>思ひつかくなる。</td><td>0</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td></tr> <tr><td>3</td><td>いろいろなことに自信がない。</td><td>0</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td></tr> <tr><td>4</td><td>向かなく心配だ。</td><td>0</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td></tr> </table>	1	悲しい気分だ。	0	1	2	3	2	思ひつかくなる。	0	1	2	3	3	いろいろなことに自信がない。	0	1	2	3	4	向かなく心配だ。	0	1	2	3	<p>2</p> <p>あなたは、この2か月間のうち、下に書いてあるようなことが、どのくらいありましたか。下の各文書を選んで番号に1つまで書いてください。</p> <p>全然なかった よくあった</p> <table border="1" style="width: 100px; margin: auto;"> <tr><td>1</td><td>自分が悪くないのに先にしかられる。</td><td>0</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td></tr> <tr><td>2</td><td>友だちが最も悪くなるわれる。</td><td>0</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td></tr> <tr><td>3</td><td>周囲の物事がよくわからない。</td><td>0</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td></tr> <tr><td>4</td><td>漠然希望を変えるように言われる。</td><td>0</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td></tr> </table>	1	自分が悪くないのに先にしかられる。	0	1	2	3	2	友だちが最も悪くなるわれる。	0	1	2	3	3	周囲の物事がよくわからない。	0	1	2	3	4	漠然希望を変えるように言われる。	0	1	2	3
1	悲しい気分だ。	0	1	2	3																																												
2	思ひつかくなる。	0	1	2	3																																												
3	いろいろなことに自信がない。	0	1	2	3																																												
4	向かなく心配だ。	0	1	2	3																																												
1	自分が悪くないのに先にしかられる。	0	1	2	3																																												
2	友だちが最も悪くなるわれる。	0	1	2	3																																												
3	周囲の物事がよくわからない。	0	1	2	3																																												
4	漠然希望を変えるように言われる。	0	1	2	3																																												
<p>3</p> <p>あなたが元気がない いじめ、すぐに気づく いて、はまつて くれる。</p> <p>誰の場合 かたをきだまう</p> <table border="1" style="width: 100px; margin: auto;"> <tr><td>1</td><td>親の場合</td><td>0</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td></tr> <tr><td>2</td><td>担任の先生の場合</td><td>0</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td></tr> <tr><td>3</td><td>友だちの場合</td><td>0</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td></tr> </table>	1	親の場合	0	1	2	3	2	担任の先生の場合	0	1	2	3	3	友だちの場合	0	1	2	3	<p>4</p> <p>あなたが何か失敗 してても、そっか けてくれる。</p> <p>誰の場合 かたをきだまう</p> <table border="1" style="width: 100px; margin: auto;"> <tr><td>1</td><td>親の場合</td><td>0</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td></tr> <tr><td>2</td><td>担任の先生の場合</td><td>0</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td></tr> <tr><td>3</td><td>友だちの場合</td><td>0</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td></tr> </table>	1	親の場合	0	1	2	3	2	担任の先生の場合	0	1	2	3	3	友だちの場合	0	1	2	3												
1	親の場合	0	1	2	3																																												
2	担任の先生の場合	0	1	2	3																																												
3	友だちの場合	0	1	2	3																																												
1	親の場合	0	1	2	3																																												
2	担任の先生の場合	0	1	2	3																																												
3	友だちの場合	0	1	2	3																																												

＜児童生徒へのストレスチェック（イメージ）＞

# 不登校児童生徒の保護者等への相談支援体制強化事業

令和8年度要求・要望額

2億円

(新規)



## 現状・課題

- 小・中学校における不登校児童生徒数は、11年連続で増加しており、約35万人で過去最多。
- 小・中学校における不登校児童生徒のうち、約4割が、学校内外の機関等で専門的な相談・支援を受けられていない。
- 「経済財政運営と改革の基本方針2025」にて、「いじめ・不登校や悩みに直面するこどもやその保護者への支援」の推進を明記。
- 「第4期教育振興基本計画」及び「誰一人取り残さない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLOプラン）」において、不登校の児童生徒の保護者への支援を明記。
- 不登校児童生徒の保護者等に対する相談支援や不登校支援に係る情報提供の必要性等が高まっていることから、早急に支援体制を強化するための支援が必要。

## 事業内容

不登校児童生徒の保護者等が、一人で悩みを抱え込まないようにするとともに、学校内外の学びの場をはじめとした不登校支援に係る情報につながるようにするため、

不登校児童生徒の保護者等の支援体制を強化するために必要な経費を補助（各実施主体において、①～④までの任意の事業メニューを選択して実施 ※複数選択可）



### ① 不登校児童生徒の保護者等を対象とした相談支援の実施



不登校や不登校傾向にある児童生徒の保護者が、心理や福祉等の専門性を有する者等（公認心理師等）から、不登校や不登校傾向にある児童生徒への対応方法等について、個別の相談支援を受けることができるようするために必要な経費を補助

### ② 不登校児童生徒の保護者等を対象とした学習会の実施



不登校支援に係る学習会やセミナーを実施して、不登校や不登校傾向にある児童生徒の保護者同士が集い、悩みや経験を共有するとともに、学校内外の学びの場をはじめとした不登校支援に係る情報等につながることができるようるために必要な経費を補助

### ③ 不登校支援に係る広報提供体制の整備



不登校支援に係る広報資料の作成・配布等を行い、不登校や不登校傾向にある児童生徒の保護者が、支援機関や相談先等の不登校支援に係る情報等を得ることができるようするために必要な経費を補助

### ④ 不登校を経験した児童生徒の保護者等（保護者の会等）と連携した支援の実施

【新規】



不登校を経験した児童生徒の保護者等（保護者の会等）と連携して、不登校児童生徒の保護者等を対象とした相談支援や学習会、不登校支援に係る広報提供体制の整備等を行い、当事者の目線に立った保護者支援体制を強化するために必要な経費を補助

## 事業スキームのイメージ

文部科学省



【補助】 ※①～④のすべての事業メニュー

④不登校を経験した児童生徒の保護者等（保護者の会等）と連携した支援の実施例 >

- ・自治体が不登校支援に係る広報資料を作成するにあたり、保護者の会から助言を受けるなどして、連携する
- ・自治体が不登校支援に係る学習会を実施するにあたり、その運営を保護者の会に委託する

自治体（教育委員会）

【連携・委託等】 ※④の事業メニュー



保護者の会等

※NPO法人、民間団体等

実施主体

都道府県、指定都市、  
市区町村

補助割合

国 1/3  
都道府県、指定都市、市区町村 2/3

対象経費

報酬、期末手当及び勤勉手当、  
謝金、交通費・旅費、委託費 等

箇所数

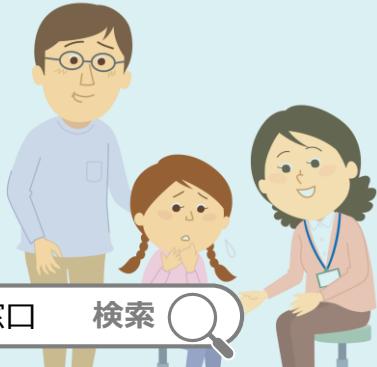
300自治体

（担当：初等中等教育局 児童生徒課）

# 不登校に関する 地元の相談窓口



不登校に関する  
地元の相談窓口



検索

文部科学省 不登校に関する地元の相談窓口

## ◆ 各教育委員会における不登校児童生徒の支援に関する地域の相談支援機関等の情報を文部科学省HPで公開しました。

(例) 相談窓口に関する情報、不登校の保護者の会に関する情報、教育支援センターやフリースクール、学びの多様化学校に関する情報 等

## ◆ 各教育委員会からの提出に基づき掲載しています。定期的に照会予定ですので、積極的な登録をお願いいたします！

トップページ



不登校に関する  
地元の相談窓口

不登校児童生徒への支援に関して、各教育委員会において作成した 地域の相談支援機関等に関する情報をまとめました。  
保護者の皆様、支援者の皆様、相談先にお困りの方は、以下より都道府県を選びリンク先のページから相談窓口をご確認ください。

北海道・東北エリア

関東エリア

中部エリア

文部科学省様式を活用した掲載事例  
(栃木県大田原市)

困ったときは相談してください。

不登校に関する相談窓口

### ①不登校に関する相談窓口

名称	概要	連絡先	QRコード
大田原市 教育支援センター 相談部	いじめや不登校等 の教育上の相談	TEL: 0287-22-5884 (平日午前8時30分から午後5時15分まで) 住所: 〒324-0047 大田原市美原1-17-14 (大志館すばるの内) E-mail: kyouiku-center@ohawara-city.jp	
大田原市 教育委員会 学校教育課 (不登校 相談担当)	教育・就学相談	TEL: 0287-23-3125 (平日午前8時30分から午後5時15分まで) 住所: 〒324-8641 大田原市本町1-4-1 (本庁舎4階)	
栃木県教育委員会 那須教育事務所 いじめ・不登校等 対策チーム	いじめや不登校等 に関する相談	TEL: 0287-23-2194 (平日午前8時から午後4時まで) 住所: 〒324-0041 栃木市本町2-2828-4	
栃木県子ども 若者・ひきこもり 総合相談センター 「ポラリス★ちぢみ」	ひきこもり・不登校 等の悩み相談	TEL: 028-643-3422 (午前10時から午後7時まで 火・水・木・金・土) 住所: 〒320-0055 宇都宮市下戸祭2-3-3 URL: <a href="https://www.polaris-t.net">https://www.polaris-t.net</a>	

### ②SNS(LINE)相談窓口

名称	概要
お母さんの ほけんしつ	保護者の方向けの無 料LINE相談窓口

登録するページのポイント  
① 情報が集約されている  
② 相談者がどこに相談する  
べきかわかりやすい

### ③不登校の保護者の会

名称	概要	連絡先
大田原市教育 支援センター 「保護者の会」	市内在住で、不登校 の小・中学生の子育て をされている保護者の 皆様が、不安や悩み についての相談や情 報交換ができる場で す。	TEL: 0287-22-5884 (平日午前8時30分から午後5時15分まで) 住所: 〒324-0047 大田原市美原 E-mail: kyouiku-ce...



←子供のSOS相談窓口は  
こちら

# 学校風土の把握とは

児童生徒がアンケート調査等に回答する。

(質問例)

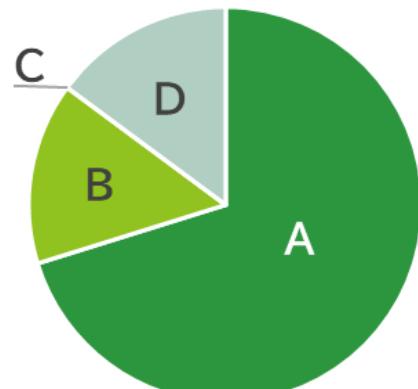
- 自分にはいいところがあると思いますか。
- 不安や悩みを相談できる先生はいますか。
- スマートフォン等で友だちとメールやSNS(LINEなど)でのやり取りをすることがありますか。
- 睡眠時間は平均してどのくらいですか。
- あなたのクラスではみんなが掃除当番や係の仕事を責任をもってしていますか。
- SNS上で仲間外れにされたり、ひどいことを書かれたことがありますか。
- 将来の夢や目標はありますか。
- 授業中、難しい、ついていけないと不安になることはありますか。



- 教職員の経験年等や考え方等に左右されず、エビデンスのある分析に基づいた対応方針を立てることができる。
- 教育実践を振り返り、修正する手立てとなる。
- いじめ等の諸課題を早期に発見し、不登校を予兆する等、困難を抱える児童生徒を早期に支援することにつながる。
- 児童生徒一人ひとりの心身の状況、学校生活への安心感、喫緊の課題やSOS、学級や学年の雰囲気や傾向が分かる。
- 児童生徒の見えていなかった長所や得意を発見できる。
- 児童生徒が抱える課題の詳細が分かり、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家等との連携につながる。

## 実施状況（令和5年2月時点 児童生徒課調べ）

学校では、学校が生徒にとって生活しやすい風土雰囲気であるかを把握するための生徒に対するアンケート等を実施していますか。



- A : 全ての学校でアンケート等を実施している  
(学校や教育委員会独自作成のものも含む)  
B : アンケート等を実施している学校がある  
C : アンケート等を実施している学校はない  
D : 教育委員会では把握していない

## アンケートツール例

### Q-U/hyper-QU

子どもの満足感や意欲、集団の雰囲気などを把握し、いじめ・不登校対策や学力向上等に活用できる。

### i-check

「レーダーチャート」「散布図」等で、学年やクラスの状況を視覚的に把握。教科学力とのクロス集計も可能。

### ASSESS

学習状況や友人関係、本人のソーシャルスキルなど、6領域学校環境適応感尺度で構成されたシートを活用できる。

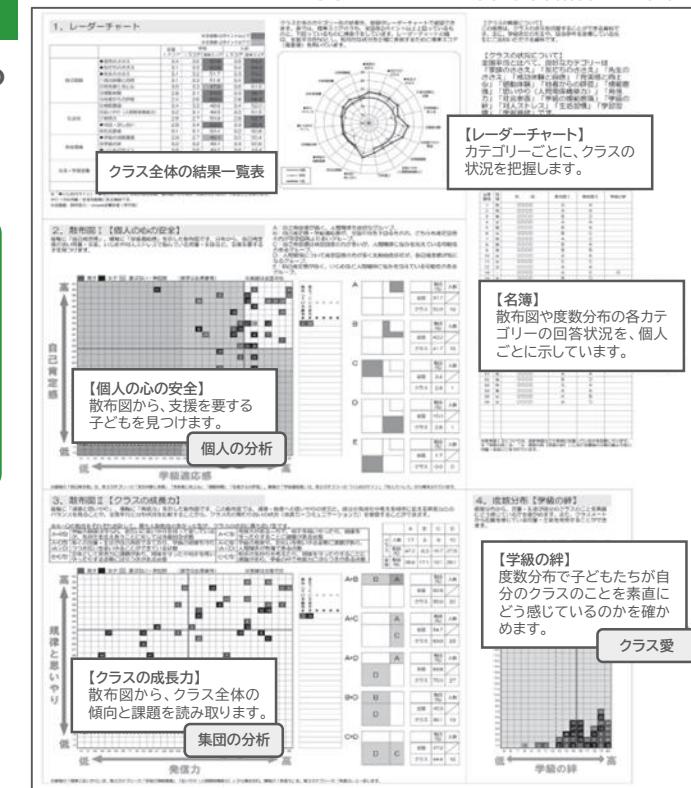
### シグマ検査

学校生活だけではなく、学習・家庭・心身の状態を多面的に調査し、生徒の実態を詳細かつ的確に分析する。

### 学校風土調査

エビデンスに基づき学校風土を4側面で評価する。課題と強みを明らかにできるWeb調査ツール。

## クラスの概要



出典:i-check(東京書籍株式会社)

### 3 予想される これからの社会のあり方

みんなが生きるこれからの社会は、「Society(ソサエティ)5.0時代」「予測が難しい時代」などと言われ、これまで以上に社会がはげしく変化していくと考えられています。

Society5.0 : AIをはじめとした最先端のテクノロジーが世の中に行きわたることにより、社会の課題解決と経済発展を両立する社会

AIやロボティクス、ビッグデータ、高速インターネットなど、発展し続けるテクノロジーが、新たな時代「Society5.0」を生み出し、わたしたちの生活も大きく変化していくと予想されています。



このような変化に受け身で対応するのでは大変な時代と考えられるかもしません。しかし、  
変化しやすい時代だからこそ、変化を前向きに受け止め、わたしたちの社会や生活をゆた  
かにしたり、現在では思いもつかない新しい未来の姿を実現したりすることができるのです。

これからのよりよい社会・未来をつくるのは、みなさんです!!

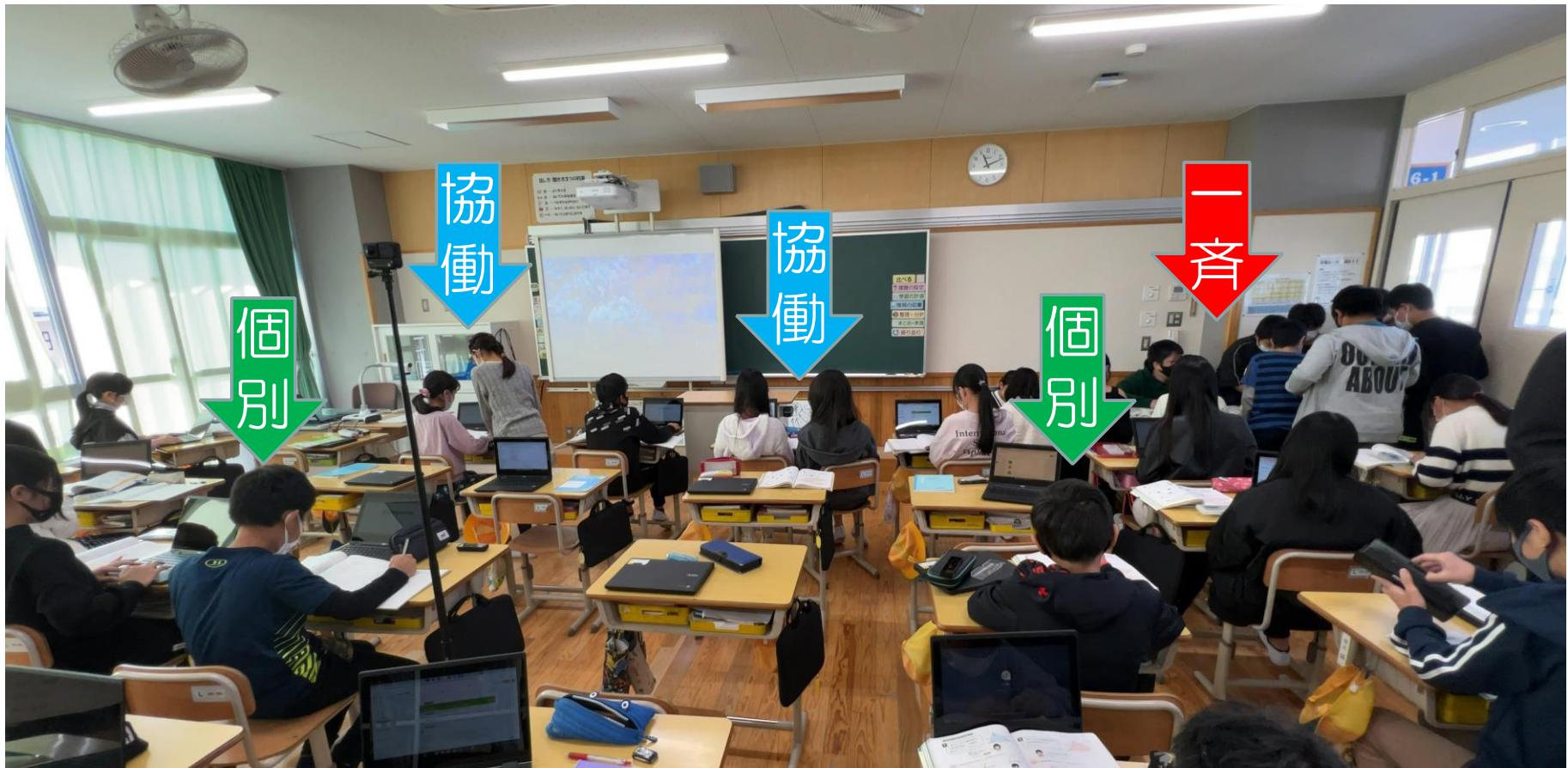


# 【事例】春日井市（愛知県）の取組



1人1台のICT端末を効果的に活用し、同じ教室の中で様々な形態の学びを実践するとともに、教師が学習ログ収集・分析することで、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実。

同じ教室の中においても、1人で学習を進める児童、ペアで学習を進める児童、グループで学習を進める児童があり、様々な形態の学びが行われている。



※(参考)

村上唯斗, 水谷年孝, 登本洋子, 高橋純(2021)1人1台端末及びクラウド活用が日常化した中学校における教員及び生徒の意識. 日本教育工学会研究報告集, 2021巻, 3号, pp.98-105  
村上唯斗, 水谷年孝, 登本洋子, 高橋純(2022)1人1台端末及びクラウド活用が日常化した小学校における教員及び児童の意識. 日本教育メディア学会研究会論集, 第52号, pp.43-52

ご清聴ありがとうございました。

以下、参考資料

# 不登校対策COCOLOプラン関連事業

令和8年度要求・要望額

(前年度予算額)

120億円

95億円

※内数を除く



・不登校児童生徒は、小・中・高で約42万人にのぼり、過去最多の状況。

【令和6年度補正予算額

4億円】

・小・中学校における不登校児童生徒のうち、約4割が、学校内外の機関等で専門的な相談・指導等を受けられていない。

・令和5年3月、文部科学大臣の下、「誰一人取り残さない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLOプラン）」を発表。

不登校の児童生徒全ての  
学びの場を確保し、  
学びたいと思った時に学べる  
環境を整えます。

1



心の小さなSOSを見逃さず、  
「チーム学校」で支援します。

2



学校の風土の「見える化」を通し  
て、学校を「みんなが安心して学  
べる」場所にします。

3

## 学びの多様化学校（※）の設置促進 ※令和5年8月に名称変更

- ・学びの多様化学校の設置準備（補助上限約500万円）及び  
令和6年度以降に指定される学びの多様化学校の設置後の運営支援（補助上限額約400万円） 2億円（1.4億円）
- ・教職員定数の改善（義務教育費国庫負担金）  
不登校対応等のための中学校の生徒指導担当教師の配置充実、  
中学校35人学級や学びの多様化学校に係る基礎定数化（次期通常国会に義務標準法改正案を提出予定）
- ・公立学校施設整備 2,066億円+事項要求の内数（691億円の内数）



## 校内教育支援センターの設置促進

- ・校内教育支援センター支援員の配置 13億円（4億円）
- ・公立学校施設整備（再掲）

## 教育支援センターの機能強化

- ・教育支援センターのアウトリーチ支援体制の強化 2.5億円（0.7億円）
- ・メタバースを活用した不登校支援 1.3億円の内数（1.3億円の内数）
- ・不登校児童生徒を対象とした教育支援センター等における体験活動の取組 2億円の内数（1億円の内数）
- ・不登校児童生徒を含めたキャリア教育の推進【新規】 0.5億円

## 多様な学びの場、居場所を確保等

- ・不登校児童生徒支援協議会の設置 0.1億円（0.1億円）
- ・夜間中学の設置準備・運営支援及び教育活動の充実 1億円（1億円）
- ・高等学校における教育の質確保・多様性への対応に関する調査研究 1.4億円の内数（0.8億円の内数）
- ・各学校・課程・学科の垣根を超える高等学校改革推進事業 1億円の内数（1億円の内数）
- ・不登校対策等の効果的な活用の促進に向けた調査研究 0.3億円【R6補正：1億円】
- ・経済的に困窮した家庭の不登校児童生徒に対する経済的支援と学びの充実に関する実証研究 0.1億円（0.1億円）
- ・幼保小接続による不登校・いじめ対策等に関する調査研究事業【新規】 0.4億円

## 「チーム学校」による早期支援を推進

- ・SC・SSWの課題に応じた配置の拡充 95億円（86億円）
- ・心理・福祉に関する教職員向けの研修プログラムの普及促進に関する調査研究 0.1億円（0.1億円）



## 一人で悩みを抱え込まないよう保護者を支援

- ・不登校児童生徒の保護者等への相談支援体制強化 2億円【R6補正：1.5億円】
- ・SC・SSWの配置（再掲）

## 学校で過ごす時間の中で最も長い「授業」を改善（子供たちの特性に合った柔軟な学びを実現）

- ・校内教育支援センター支援員の配置（再掲）

## 快適で温かみのある学校としての環境整備

- ・公立学校施設整備（再掲）



（担当：初等中等教育局児童生徒課）

# 校内教育支援センター支援員の配置事業

令和8年度要求・要望額  
(前年度予算額)

13億円  
4億円  
文部科学省

## 現状・課題

- ・不登校児童生徒数は、小・中学校で約35万人にのぼり、過去最多の状況
- ・「経済財政運営と改革の基本方針2025」にて、「校内外教育支援センターの機能強化」を明記
- ・「第4期教育振興基本計画」及び「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLOプラン）」にて、「校内教育支援センター（スペシャルサポートルーム等）の設置促進」を明記
- ・在籍する学校には行けるが、自分の学級に入りづらい児童生徒が、学校内の居場所を確保し、不登校を未然に防止するとともに、不登校児童生徒の登校復帰を支援することが必要

## 事業内容

公立小・中学校において、**校内教育支援センターを拠点として、日常的に、不登校から学校復帰する段階にある児童生徒や不登校の兆候がみられる児童生徒に対し、学習支援を行うとともに、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門家と連携をしながら、相談支援を行う支援員（校内教育支援センター支援員）を配置し、校内教育支援センターの設置を促進**  
加えて、校内教育支援センター支援員の質の向上に向けて、研修の実施を支援

実施主体	学校設置者（主に市区町村）	対象経費	報酬、期末手当・勤勉手当、交通費、旅費、補助金、委託費等
負担割合	国1/3、都道府県1/3、市区町村1/3 ※都道府県又は指定都市が実施主体の場合は国1/3、都道府県・指定都市2/3	資格要件	自治体の定めによるが、 基本的には特別な資格等はなし
対象校数	<b>5,000校</b> （2,000校）		

※本事業の対象経費のうちには、新たに校内教育支援センターを設置するために必要な経費も含む

## 本事業による効果

- 不登校から学校復帰する段階にある児童生徒や、不登校の兆候がみられる児童生徒が、学校内で安心して学習することや、相談支援を受けることが可能に
- ▷ **不登校を未然に防止**するとともに、**不登校児童生徒の登校復帰を支援**

### ○ 校内教育支援センターでの成果（R6年度末時点）

- ・利用児童生徒中、**68.1%**の児童生徒が、**不登校・不登校傾向の状況改善**
- ・利用児童生徒中、**21.6%**の児童生徒にとって、**欠席日数の増加の防止**

	実人数	割合
通常学級への復帰	2,365	<b>19.5%</b>
不登校や不登校傾向の状況が改善	5,877	<b>48.6%</b>
学校内の居場所として機能し、欠席日数の増加を防止	2,614	<b>21.6%</b>
上記のような効果が見られなかった	1,251	10.3%

※「校内教育支援センターの設置促進事業」を活用して、校内教育支援センターを設置した自治体を対象に、校内教育支援センターを利用した児童生徒（通常学級や教育支援センターを併用して利用した児童生徒を含む）について、利用を通じて生じた変化を調査

## 校内教育支援センター

学校には行けるけれど自分のクラスには入れない時や、少し気持ちを落ち着かせてリラックスしたい時に利用できる、学校内の空き教室等を活用した部屋のこと



## 公立小中学校の校内教育支援センター 設置状況（R6.7現在）

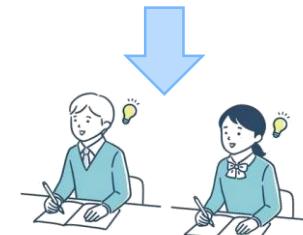
設置校数：**12,712校**

※小学校：6,643校、中学校：6,069校

設置率：**46.1%**



校内教育支援センターを拠点として、日常的に、学習支援や相談支援を行う支援員を配置



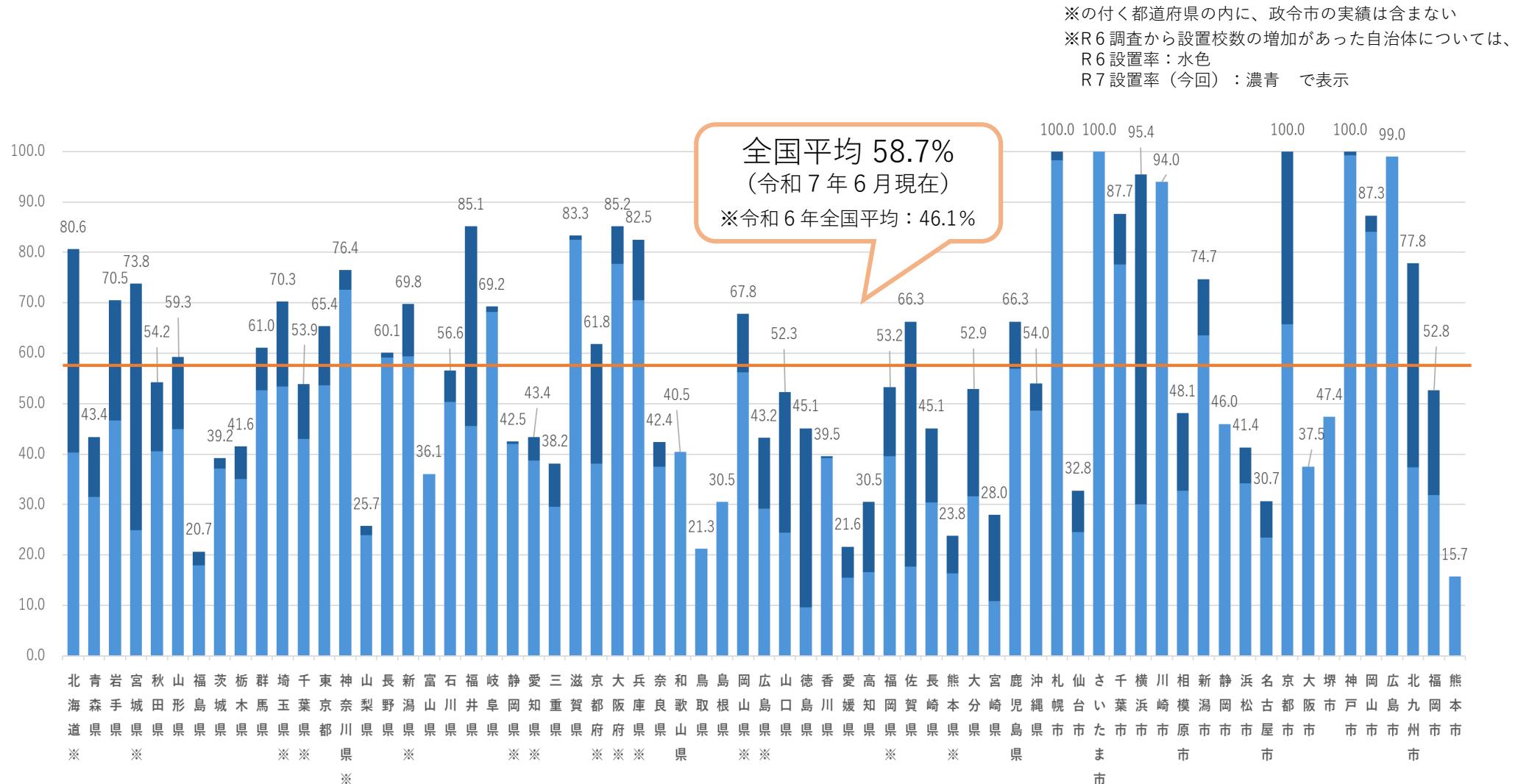
不登校から学校復帰する段階にある児童生徒や、不登校の兆候がみられる児童生徒が、学校内で安心して学習したり、相談支援を受けることが可能に

（担当：初等中等教育局 児童生徒課）

# 校内教育支援センター 設置状況

- 校内教育支援センターの設置状況は、令和7年6月時点で15,874校(小学校 49.1%、中学校 77.5%)  
(内訳:公立小学校8,841校、中学校7,033校)

## 令和7年 公立小中学校の校内教育支援センター設置率 (都道府県・政令市別)



# 学びの多様化学校の設置促進

令和8年度要求・要望額  
(前年度予算額)

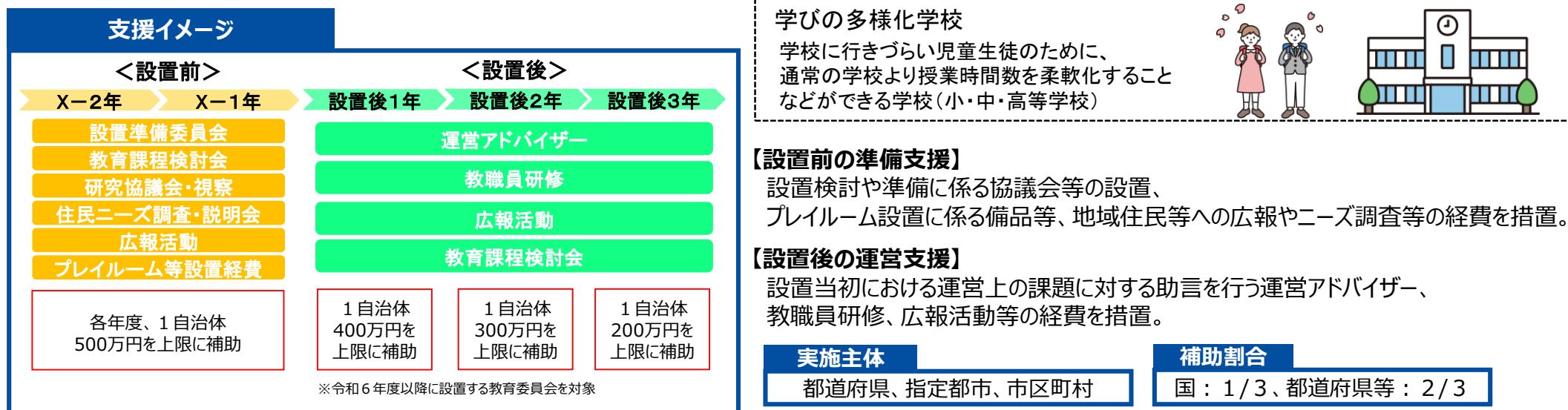
2億円  
1億円  
文部科学省

## 背景・課題

- 不登校児童生徒数は、小・中・高で約42万人にのぼり、過去最多の状況。
- 平成28年12月に「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」が成立し、多様な背景を持つ不登校児童生徒の個々に応じた教育の機会の確保に資するため、特別の教育課程に基づく教育を行う学校（学びの多様化学校）の整備等が求められている。
- 「経済財政運営と改革の基本方針2025」（令和7年6月閣議決定）においても「学びの多様化学校の全国的な設置促進・機能強化」を明記。
- 「誰一人取り残さない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLOプラン）」（令和5年3月）及び「第4期教育振興基本計画」（令和5年6月閣議決定）に基づき、令和9年度までに全ての都道府県・指定都市に、将来的には希望する児童生徒が居住地によらず通えるよう、分教室型も含めて全国300校の設置を目指す。

## 事業内容

学びの多様化学校の設置を検討する自治体に対して、設置前の準備支援を行うほか、令和6年度以降に学びの多様化学校を設置した自治体に対して、設置後の運営支援を行う



### 【関連施策】

- ▶ 公立学校施設の整備、私立学校施設・設備の整備の推進
- ▶ 教職員定数の改善（義務教育費国庫負担金）
  - ・不登校対応等のための中学校の生徒指導担当教師の配置充実
  - ・中学校35人学級や学びの多様化学校に係る基礎定数化を実施（次期通常国会に義務標準法改正案を提出予定）
- ▶ 補習等のための指導員等派遣事業
- ▶ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置（私立）私立高等学校等経常費助成費補助金（特別補助）
- ▶ 養護教諭等の業務支援体制の充実（学校保健・食育推進体制支援事業）
- ▶ 夜間中学の設置促進・充実

（担当：初等中等教育局児童生徒課）

## 学びの多様化学校とは

- 学校の管理機関（教育委員会・学校法人）からの申請に基づき、不登校児童生徒の実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を実施する必要があると認められる場合、文部科学大臣が、関係法令に基づき、学校を指定するもの。
- 具体的には、①教科の新設、②授業時数の組み替え、③指導内容の異学年への移行、④総授業時数の削減※、⑤1時間あたりの授業時間の短縮※などを行うことにより、不登校児童生徒が通いやすい学校を整備するもの。

※何らかの削減を行わなければ、不登校児童生徒の教育環境を保障することが困難であると考えられるなどの特別な理由がある場合

### 【R6年4月時点】

19の都道府県\*・指定都市に35校

\*域内に指定都市を除く市区町村・県・学校法人が設立する学びの多様化学校がある都道府県を計上。



### 【R7年11月時点】

29の都道府県\*・指定都市に59校

(24校が新規開校)

#### 設置状況

	学校数	都道府県数	指定都市数
R6	35	12	7
R7	59	19	10

#### 学校種別設置状況（令和7年度）

- 小学校：13校
- 中学校：41校
- 高等学校：11校

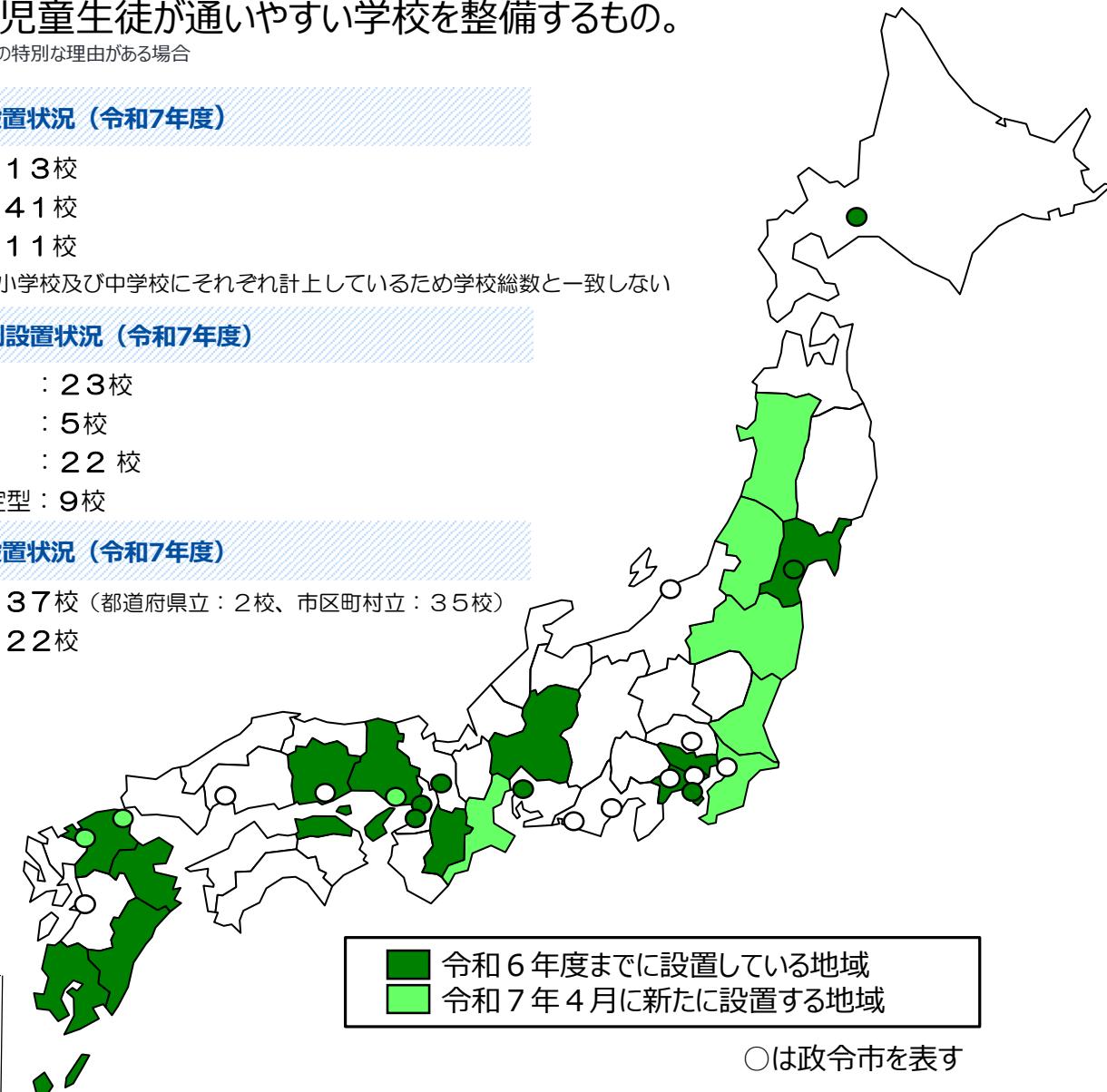
※小中一貫校は小学校及び中学校にそれぞれ計上しているため学校総数と一致しない

#### 設置形態別設置状況（令和7年度）

- 本校型：23校
- 分校型：5校
- 分教室型：22校
- コース指定型：9校

#### 国公私別設置状況（令和7年度）

- 公立学校：37校（都道府県立：2校、市区町村立：35校）
- 私立学校：22校



### 第4期教育振興基本計画（令和5年6月16日閣議決定）（抄）

具体的には、不登校児童生徒の多様な教育機会の確保に向けて、**不登校特例校※**の各都道府県・政令指定都市での1校以上の設置を本計画期間内において進め、将来的には、不登校特例校※への通学を希望する児童生徒が居住地によらずアクセスできるよう、分教室型も含め、全国で300校の設置を目指す。

※令和5年8月31日に名称を「学びの多様化学校」に変更

# 教育支援センターの機能強化

令和8年度要求・要望額

(前年度予算額)

4億円

1億円)



## 現状・課題

- ・不登校児童生徒数は、小・中学校で約35万人にのぼり、過去最多の状況
- ・「経済財政運営と改革の基本方針2025」にて、「校内外教育支援センターの機能強化」及び「いじめ・不登校や悩みに直面することもやその保護者への支援」の推進を明記
- ・「第4期教育振興基本計画」及び「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策(COCOLOプラン)」にて、「教育支援センターの機能強化」を明記
- ・在籍する学校に入りづらい児童生徒に対して、学校外での学びの場を確保するとともに、地域の支援拠点として、不登校児童生徒や保護者等に対する支援を充実する必要

## 事業内容

教育支援センターの機能を強化するため、学校や教育支援センターに通うことができない児童生徒に対するアウトリーチ支援体制や、不登校児童生徒の保護者等への相談支援体制を強化するために必要な経費を補助。また、教育支援センターを含めた関係機関が、不登校児童生徒支援の在り方を協議するために必要な経費を補助。

### ① アウトリーチ支援体制の強化 250百万円（72百万円） ② 不登校児童生徒の保護者等への相談支援体制強化 193百万円【R6補正：149百万円】 ③ 不登校児童生徒支援協議会の設置 4百万円（4百万円）

家から出ることができず、学校や教育支援センターに通うことができない児童生徒を学びにアクセスできるようにするため、教育支援センターが主体となり、家庭訪問等のアウトリーチ支援を実施するための支援員の配置に必要な経費を補助

#### 【活用方法（例）】

- 学校や教育支援センターに通うことができない児童生徒やその保護者に対し、家庭訪問などのアウトリーチ支援を実施するとともに、当該児童生徒を「学び」へ緩やかに接続させるため、アウトリーチ支援終了後においても関係機関とのケース会議等への参加等を行うための人材として、教育支援センターにアウトリーチ支援員を配置
- 教育支援センターにおいて、ICTを活用したアウトリーチ支援を実施するための支援員を配置

不登校児童生徒の保護者等が、一人で悩みを抱え込まないようにするとともに、学校内外の学びの場をはじめとした不登校支援に係る情報につながるようにするため、不登校児童生徒の保護者等への相談支援体制強化に必要な経費を補助

- 不登校児童生徒の保護者等を対象とした相談支援の実施
- 不登校児童生徒の保護者等を対象とした学習会の実施
- 不登校支援に係る広報提供体制の整備
- **不登校を経験した児童生徒の保護者等（保護者の会等）と連携した支援**の実施

#### 【活用方法（例）】

- 教育支援センターが、不登校を経験した児童生徒の保護者を講師として、不登校児童生徒の保護者等向けの学習会を実施

実施主体	都道府県、指定都市、市区町村
補助割合	国1/3、 都道府県、指定都市、市区町村2/3
対象経費	報酬、期末手当及び勤勉手当、 謝金、交通費・旅費、委託費等
対象数	450人（130人）

## 教育支援センター

各地域の教育委員会が開設していく、

児童生徒一人一人に合わせた個別学習や相談などを行う場所



市の施設など、公の建物の中にあることが多く、利用料は基本的に無料

域内の教育委員会・教育支援センター職員や、福祉機関を含む関係機関、フリースクールや保護者の会などの民間団体等が、定期的に協議する場を設け、相互に協力・補完し合いながら域内における不登校児童生徒の支援の在り方等について協議を行うために必要な経費を補助

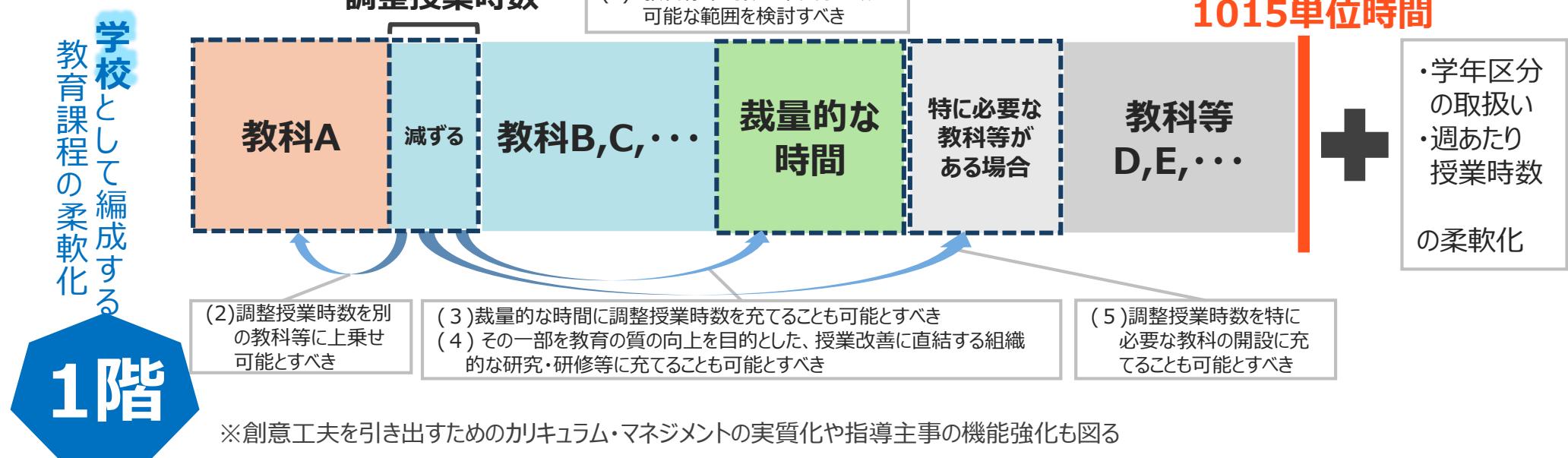
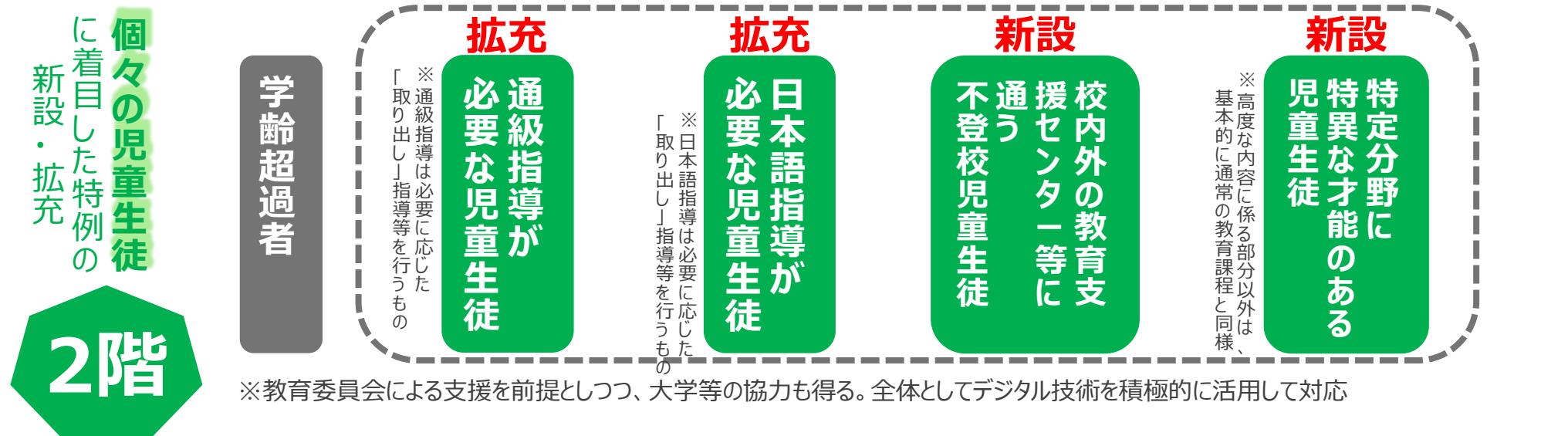
実施主体	都道府県、指定都市
補助割合	国1/3、 都道府県・指定都市2/3
対象経費	謝金、旅費、借料及び損料、 通信運搬費、消耗品費等
対象数	67箇所

（担当：初等中等教育局 児童生徒課）

# 柔軟な教育課程編成の促進（小・中学校の全体イメージ）

令和7年9月25日  
教育課程企画部会  
論点整理  
第三章（4）p.46より抜粋

- 多様な個性や特性、背景を有する子供に対応するため、「学校」と「個々の児童生徒」単位の柔軟化を組み合わせ、「2階建て」で複層的に包摂できる、柔軟な教育課程の仕組みの構築に向かうことが重要
- 「2階」の特例の適用がある児童生徒も、「1階」で他の児童生徒とともに学びやすくなるなど、全体としての包摂性を高める方向で制度設計する必要



# 不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）

元文科初第 698 号  
令和元年10月25日

**【背景】** 「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」の施行状況の検討等に際し、過去の不登校施策に関する通知における不登校児童生徒の指導要録上の出席扱いに係る記述について、法や基本指針の趣旨との関係性について誤解を生じるおそれがあるとの指摘があったことから、当該記述を含めこれまでの不登校施策に関する通知について改めて整理し、まとめた。

## 【概要】

### 1 不登校児童生徒への支援に対する基本的な考え方

- ・不登校児童生徒への支援は、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があること
- ・不登校の時期が休養等の積極的な意味を持つことがある一方で、学業の遅れや進路選択上の不利益等が存在することに留意すること
- ・学校教育の役割は極めて大きく、学校教育の一層の充実を図るための取組が重要であること
- ・既存の学校教育にない児童生徒については、学校としてどのように受け入れていくかを検討し、ないじめない要因の解消に努める必要があること

### 2 学校等の取組の充実

- ・不登校児童生徒が生じないような魅力あるよりよい学校づくりを目指すほか、児童生徒の学習状況等に応じた指導・配慮を実施すること
- ・校長のリーダーシップの下、教員だけでなくスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとも連携協力し、組織的な支援体制を整えること
- ・個々の状況に応じて、教育支援センター、不登校特例校、フリースクールなどの民間施設、ICTを活用した学習支援など多様な教育機会を確保すること

### 3 教育委員会の取組の充実

- ・研修などの体系化とプログラムの一層の充実を図り、不登校に関する知識や理解などを身に付けさせ、教員の資質向上を図ること
- ・教育支援センターの整備充実を進めるとともに、教育支援センターを中心とした不登校児童生徒やその保護者を支援するネットワークを整備すること
- ・訪問型支援など保護者への支援の充実を図るほか、日頃から民間施設とも積極的に情報交換や連携に努めること

#### 学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けている場合の指導要録上の出欠の取扱いについて

学校外の施設における相談・指導が不登校児童生徒の社会的な自立を目指すものであり、かつ、不登校児童生徒が現在において登校を希望しているか否かにかかわらず、不登校児童生徒が自ら登校を希望した際に、円滑な学校復帰が可能となるような個別指導等の適切な支援を実施していると評価できる場合、下記の要件を満たせば、校長は指導要録上出席扱いとすることができます。

##### 【要件等】

- ★保護者と学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること
- ★民間施設における相談・指導が適切であるかどうかは、「民間施設についてのガイドライン」を参考に、校長が教育委員会と連携して判断すること
- ★当該施設に通所又は入所して相談・指導を受けること
- ★学習成果を評価に反映する場合には、当該施設における学習内容等が学校の教育課程に照らし適切であると判断できること



#### 自宅においてICT等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出欠の取扱いについて

義務教育段階の不登校児童生徒が自宅においてICT等を活用した学習活動を行うとき、その学習活動が、当該児童生徒が現在において登校を希望しているか否かにかかわらず、自ら登校を希望した際に、円滑な学校復帰が可能となるような学習活動であり、かつ、児童生徒の自立を助けるうえで有効・適切であると判断する場合、下記の要件を満たせば、校長は指導要録上出席扱いとすること及びその成果を評価に反映することができる。

##### 【要件等】

- ★保護者と学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること
- ★ICTや郵送、FAXなどを活用して提供される学習活動であること
- ★訪問等による対面指導が適切に行われること
- ★当該児童生徒の学習の理解の程度を踏まえた計画的なプログラムであること
- ★校長は、対面指導や学習活動の状況等を十分把握すること
- ★学習成果を評価に反映する場合には、学習内容等がその学校の教育課程に照らし適切であると判断できること



# 不登校児童生徒への支援に対する基本的な考え方（抄）

令和5年11月17日付け5文科初第1505号文部科学省初等中等教育局長通知「不登校の児童生徒等への支援の充実について」別紙より

## 1. 令和元年10月25日付け通知について

（略）

同通知では、不登校児童生徒への支援の視点として、

- ・ 不登校児童生徒への支援は、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があること、
- ・ 不登校の時期が休養等の積極的な意味を持つことがある一方で、学業の遅れや進路選択上の不利益等が存在することに留意すること、

等を示しつつ、その前提となる学校教育の意義・役割として、

- ・ 学校教育の役割は極めて大きく、学校教育の一層の充実を図るための取組が重要であること、
- ・ 既存の学校教育になじめない児童生徒については、学校としてどのように受け入れていくかを検討し、なじめない要因の解消に努める必要があること、

等を示しているものである。

## 2. 学校教育の意義及び在り方について

（略）

学校という場は、多くの人たちとの関わりの中で様々な体験や経験を通して、実社会に出て役立つ生きる力を養う場であり、様々な制度や公的な支援により質の担保された教育機関である。こうした学校教育を受ける機会、周囲の児童生徒と交流や切磋琢磨する機会を得られないことにより、当該児童生徒が将来にわたって社会的自立を目指す上でリスクが存在することを踏まえ、引き続き、学校関係者には、不登校児童生徒の社会的自立のために当該児童生徒が学校において適切な指導や支援が受けられるよう尽力いただきたい。

# 不登校児童生徒が欠席中に行った学習の成果の成績評価に係る法令改正について

## 法令改正の趣旨

- 学校に通うことができなくとも、教育支援センターや民間団体等の学校外の機関や自宅等で学習を続いている不登校児童生徒の努力を評価し、社会的自立を後押しすることは重要であり、これまでも、「不登校児童生徒への支援の在り方について」（令和元年10月初等中等教育局長通知）において、我が国の義務教育制度を前提としつつ、一定の要件を満たす場合に、不登校児童生徒が学校外の機関や自宅等で行う学習の成果を成績に反映できることとしてきた。
- 近年の不登校児童生徒の急増を受け、「誰一人取り残さない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLOプラン）」（令和5年3月）において教育支援センター等での学習が成績に反映されるよう明記され、「経済財政運営と改革の基本方針2023」（令和5年6月閣議決定）においても、教室外の学習成果の成績反映を促すための法令上の措置を行うこととされていることを踏まえ、不登校児童生徒の努力の成果の適切な評価を促進し、誰一人取り残さない学びの充実を一層推進するため、令和元年の通知の内容を法令上明確化するもの。

## 法令改正の概要

### 学校教育法施行規則の一部改正

義務教育段階の不登校児童生徒について成績評価を行なうにあたっては、文部科学大臣が定める要件の下で、不登校児童生徒が欠席中に行った学習の成果を考慮することができることを法令上に規定

### 文部科学大臣が定める要件

01 学習の計画・内容が、不登校児童生徒の在学する学校の教育課程に照らし適切と認められること。

02 学校と不登校児童生徒の保護者、教育支援センター、民間団体等との間に十分な連携協力関係が保たれるとともに、学校において、学習活動の状況等の当該不登校児童生徒の状況を保護者等を通じて定期的かつ継続的に把握していること。

03 学校が、訪問による対面指導等により、学習活動の状況等の不登校児童生徒の状況を定期的かつ継続的に把握するとともに、不登校児童生徒と学校との適切な関わりを維持するよう留意していること。



## 取組例

- 1人1台端末を活用して、教育支援センター等から学校の授業にオンラインで参加している不登校児童生徒の学習成果を成績に反映
- 学校から届いたプリントや実技教科の作成キット等を自宅や教育支援センターで学習し、その成果を成績に反映
- フリースクールに対して、定期的に不登校児童生徒の状況をまとめた報告書を学校に提出するように依頼し、学校とフリースクールが直接連絡を取れる体制を整備したうえで、フリースクールで学校の課題や定期テスト等の適切な教材に取り組んでいる不登校児童生徒について、その学習成果を成績に反映
- 民間のeラーニング教材を活用して学習を行なっている不登校児童生徒について、教育支援センターの職員が保護者と連携しつつ、学習状況等を把握し、学校に情報共有することで、その学習成果を成績に反映

